（就職促進手当）

第四条　（略）

２　就職促進手当は、離職日において四十歳未満である漁業離職者（離職日においてその者が四十歳以上であるものとみなした場合に第一条の二第一項各号に掲げる要件に該当する者又は第二条第一項第一号に該当する者であつて、離職日又は同号のその離職した日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算して三月（天災その他やむを得ない理由により起算日から三月以内に求職の申込みをしなかつた場合にあつては、その理由がやんだ日の翌日から起算して一月）以内に地方運輸局に出頭して求職の申込みをしたものに限る。）であつて、職業訓練を受けることについて、地方運輸局長の指示を受け、当該職業訓練に係る職業訓練受講指示書（以下「指示書」という。）の発給を受けたもの（以下「指示書所持者」という。）についても支給するものとする。

３～６　（略）

（就職促進手当）

第四条　（略）

２　就職促進手当は、離職日において四十歳未満である漁業離職者（離職日においてその者が四十歳以上であるものとみなした場合に第一条第一項各号又は第二条第一項第一号に該当する者であつて、離職日又は同号のその離職した日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算して三月（天災その他やむを得ない理由により起算日から三月以内に求職の申込みをしなかつた場合にあつては、その理由がやんだ日の翌日から起算して一月）以内に地方運輸局に出頭して求職の申込みをしたものに限る。）であつて、職業訓練を受けることについて、地方運輸局長の指示を受け、当該職業訓練に係る職業訓練受講指示書（以下「指示書」という。）の発給を受けたもの（以下「指示書所持者」という。）についても支給するものとする。

３～６　（略）

（指定漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する省令の一部改正）

第五条　指定漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する省令（平成七年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令で「指定漁船」とは、次に掲げる漁船をいう。 一　船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令（令和二年国土交通省令第九十五号）第一条第一項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで及び第十三号に掲げる漁業（同項第九号に掲げる漁業にあつては総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを、同項第十三号に掲げる漁業にあつては総トン数百三十九トン未満の動力漁船によるものを除く。）に従事する漁船 二　（略）	（定義） **第二条**　この省令で「指定漁船」とは、次の各号に掲げる漁船をいう。 一　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項の許可に係る沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、大中型まき網漁業、大型捕鯨業、母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）、中型さけ・ます流し網漁業、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業（総トン数百三十九トン未満の動力漁船によるものを除く。）に従事する漁船 二　（略）

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。